

令和7年度 第2回守口市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和7年10月14日（火）午前10時～11時50分

場 所 守口市役所 1階 会議室104（対面開催）

出席者 木下みゆき委員 巽真理子委員 仁科あゆ美委員 西田茂生委員
大井由喜子委員 行武弘江委員 光宮猛委員 鬼木友希委員
（以上8名）

欠席者 加藤淳一委員 喜多村祐里委員

事務局 人権市民相談課塔本課長 乾口課長代理 西田主任
ジェイエムシー株式会社 平岡

会議の進行次第

1. 開会
2. 第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び
施策体系（案）について
3. その他

審議内容

1. 開会

○木下議長：本日は、傍聴希望者がありますか。

○事務局：傍聴者はありません。

○木下議長：資料の確認をお願いします。

○事務局：配布資料は、次第、座席表、第4次男女共同参画推進計画骨子（案）及び施策体系（案）、第4次男女共同参画推進計画骨子（案）についての意見となります。

本日の案件としましては、「第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び、施策体系（案）について」と「その他」となっております。

2. 第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び 施策体系（案）について

○木下議長 「第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び施策体系（案）について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局：

前回審議会で審議しました、第1章から第3章までについては、各委員の意見を受けまして修正した箇所を網掛けにしています。他にも一部、事務局で修正した箇所があります。

本日の審議会では計画骨子（案）の第4章と第5章の内容について、各委員にご審議いただきたいと考えています。

第4次守口市男女共同参画推進計画骨子（案）をご覧ください。

27 ページ 第4章 施策の内容

第4章は、基本方針ごとに、現状と課題、今後の取組方針を文章で記載して、関連する統計の図表と関係課の施策を表で掲載しています。

施策の内容の説明は省略し、基本方針部分の文章のポイントのみご説明します。

基本目標1. あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針（1）政策・方針決定過程への女性の参画推進

本市では、審議会委員、市管理職ともに女性参画が大阪府の平均より低いという現状があり、一層の取組が必要であることを示したうえで、審議会委員や女性管理職の登用を増やすための取組方向を記載しています。

29 ページ 基本方針（2）働く場における女性の活躍推進

近年、子どもを産んだ後も働き続ける女性が増加していること、市民意識としてもそのことを肯定する人が多い一方で、女性が子どもを育てながら働き続けるには、家事・育児の負担が偏っているため、非正規雇用を選ぶ女性が多い実態があること、これは第2章でも触れている内容となります。

加えて職場における男性優遇感が高いのは、賃金やキャリア形成において男女

の不平等があるという課題を記載しています。

32 ページ 基本方針（3）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民意識調査から、生活におけるワーク・ライフ・バランスの希望と現実にギャップがあること、女性は家庭生活の負担が大きく、一方で男性は仕事の負担が大きいことや、介護と育児のダブルケアの問題などを記載したうえで、男女双方に対する両立支援や事業所に対する働きかけについて記載しています。

35 ページ 基本方針（4）地域・家庭における男女共同参画の促進

本市では、世帯構造が変化する中で、地域コミュニティ拠点施設を設置して、市民の地域活動の支援を行っていることや企業との包括連携協定、市民との協働事業提案制度に取り組んでいることを記載しています。

また、防災対策における課題として、災害時には女性や子どもなどがより大きな影響をうけるため配慮が必要であることや多様な市民を念頭に置いて意見を反映する必要があることを記載しています。

37 ページ 基本目標 2. ジェンダー平等意識の定着

基本方針（5）多様な選択を可能にする教育・学習の推進

市民意識調査では、子育てに対して、「女の子らしく、男の子らしく」育てる方がよいと思う人が多い実態を示したうえで、無意識の思い込みによる言葉かけが、子どものジェンダー意識に影響することを記載しています。

子どもから大人まで幅広い世代を対象に、ジェンダー平等教育や啓発を行う方向を記載しています。

40 ページ 基本方針（6）メディア等を通じた意識啓発

性別にもとづく固定観念や無意識の思い込みによって、生きづらさを感じている市民が一定割合いることや、アンコンシャス・バイアスが人間関係に悪影響を及ぼすことがあったり、自分自身も思い込みによってしばられたりすることがあるという課題を記載しています。

また、情報を受け取る際の留意点や情報リテラシーを向上する必要性についても記載しています。

42 ページ 基本方針（7）多様性の尊重

本市においては外国人住民の増加が顕著であること、多文化共生のために本市で取り組んでいること、また性の多様性に関して、本市の相談窓口についてや、市民意識調査の結果を紹介しています。そのうえで、多様性に対する理解

を進めて差別や排除が起こらないよう取り組む方向性を記載しています。

44 ページ 基本目標 3. すべての人が安全で安心して暮らせる地域づくり
基本方針（8）ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力の背景に、女性蔑視や社会における男女間の上下関係がある
ことについて説明をおこなうなかで、男性の被害にも触れています。

性暴力被害者が陥りやすい状況を念頭においた相談支援が必要なことや、相談
から自立に向けた支援の体制についても記載しています。

また、これまでも取り組んできたデートDV予防教育に引き続き取り組むこ
とを記載しています。

47 ページ 基本方針（9）困難を抱えた人への支援の充実

困難女性支援法の主旨を説明した後に、女性の貧困が生じる背景を記載してい
ます。また、障がいや性的マイノリティ、外国人、被差別部落出身者など、女
性であることと併せて複合的な差別を受けやすい人も念頭において、重層的、
包括的な支援に取り組むことを記載しています。

49 ページ 基本方針（10）生涯を通じた健康づくりの推進

健康をめぐる社会状況の変化を述べたうえで、女性と男性では異なる健康課題
を考慮する必要があること、また、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス
／ライツについて、男女双方が自分の問題として考える必要があることを記載
しています。

51 ページ 「第5章 計画の効果的な推進に向けて」

第5章については、現行計画と大きな変更はありませんが、困難女性支援法を
包含したことにより、2. 庁内体制に、庁内の福祉、保健、教育、住宅、就労
等の関係課による重層的かつ包括的な支援体制のもと必要な支援を行うことを
記載しています。

第4次男女共同参画推進計画骨子（案）の説明は以上でございます。

続きまして計画骨子（案）に対してのご意見のご説明をさせていただきます。

第4・5章の意見についての資料をご覧ください。

（資料を別紙添付）

いただいているご意見は以上です。

○木下議長：事務局から検討事項として挙げられている 28 ページと 47 ページ

は、後ほどご意見をいただくことにして、それ以外で事務局の回答についての意見があれば出してください。

○巽委員：6ページのグラフですが、グラフ自体は未婚率なので、「未婚・非婚」は文章だけにして、グラフのタイトルは元に戻した方がよいです。

○木下議長：このグラフは、男女共同参画白書からの引用なので、グラフのタイトルは元のままでよいという意見ですが、いかがですか。

○巽委員：未婚と非婚は定義が違います。

○木下議長：では、このグラフのタイトルは白書通りで、本文だけ「未婚・非婚」とします。

○光宮委員：50ページの102番「若者における性と健康に関する正しい知識の普及」は、学校教育にも関連します。性の教育は中学校の思春期段階で進めていますので、担当課に学校教育課を追加していただくのがよいです。

○木下議長：50ページのプレコンセプションケアの用語解説はどこかにありましたか。もし初めてなら、用語解説を追加したほうがよいです。

○事務局：用語説明を追加します。

○木下議長：28ページの検討事項の1つ目「市民公募委員への参画を推進します」と「市民公募委員の参画拡大を図ります」について、どちらが伝わりやすいでしょうか。事務局案には「既に参画はしているものをもっと増やす」という主旨だと書かれています。

○巽委員：それは、市民公募委員の枠がない委員会に枠を増やすという意味ではなくて、もともとあるところの人数を増やすということですか。

○事務局：そうです。もともと枠がある委員会の人数を増やすという意味です。

○木下議長：枠があるところを増やすという意味だそうです。

○事務局：有識者枠、市民公募枠、市民団体枠はそれぞれあるので、その枠のまま、全体の女性の人数を増やすということです。

○異委員：どちらかというとも市民公募枠がない委員会の方が男性委員が多いというイメージですが、そういった状況はないのですか。

○事務局：専門性が必要などの理由で市民公募枠がない委員会があり、市民公募枠がある委員会とない委員会がありますが、詳細な状況は把握できておりません。既存の枠内で女性委員を増やしていくというのが事務局の考え方です。

○木下議長：「審議会等委員の女性の登用推進」のところですが、元の案は「特定事業主行動計画の目標達成に向け、積極的に管理職登用を行います。」に対して、「特定事業主行動計画の目標達成に向け、女性管理職登用の数値目標を設定します」という意見が出ていますが、これについてはいかがでしょうか。「数値目標は既に設定されているので、『数値目標を設定』では、『目標に向けて目標を設定する』と同義になってしまう」ということです。事務局案でよろしいでしょうか。次の「特定事業主行動計画」における女性管理職のところはどうか。

○事務局：市の特定事業主行動計画のなかで令和8年度末に女性管理職を10%以上にするという目標が挙げられています。既に目標値を設定されています。令和9年度からは、次の新たな計画をつくって目標値を設定することになります。

○木下議長：現在の特定事業主行動計画が令和8年度までで、9年度から新たな計画を策定して、その時に目標値を設定するということですね。修正案はいかがですか。

○異委員：ここだけ読んで、そのことを推察するのは難しいです。

○事務局：守口市の特定事業主行動計画における目標値を本計画に記載することはできません。

○木下議長：特定事業主行動計画は、組織内部の計画なので、市民が目にする機会が少ないので、この機会に記載があってもよいかと思います。

○異委員：19 ページに第3次計画の目標値の一覧が載っていますが、第4次計画でも同様に目標を設定するのですか。

○木下議長：19 ページの女性管理職の割合 10%という目標値が、特定事業主行動計画と一致しています。

○事務局：第4次計画でも目標値を設定するのは可能です。また、新たな項目を加える場合は、項目に対する意見もいただきたいです。

○木下議長：第4次計画の目標値は、今後検討ということをお願いします。

28 ページに戻りますが、ここの表現は事務局案でよろしいですか。

では、47 ページです。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の略称として「女性支援新法」ではないかという意見です。でも「新法」は今だからの表現という気もします。個人的には「困難女性支援法」で問題ないと思いますがいかがでしょうか。これで問題はないように思います。

○異委員：一般的にどう言われているのかというのは気になります。

○木下議長：施行されたときは「女性支援新法」と言われていましたが、定着してきたら「新法」ではなくなります。

○西田委員：ネットで調べたときに「困難女性支援法」の言葉が出てこなかったので、「女性支援新法」の方が浸透しているのかと思ったので意見に入れさせてもらいました。

○木下議長：「新法」はいつまで使われるかわかりませんので、「困難女性支援

法」で統一してよろしいでしょうか。

意見以外のところで、今日、改めて気づいた点をお願いします。

○仁科委員：46 ページですが、基本方針（8）ジェンダーにもとづくあらゆる暴力の根絶のところ、施策 84 の「DV の理解と認識」とありますが、この DV をジェンダーにもとづく暴力と広くとらえることは可能ですか。

○事務局：今のご意見を受けて、より広くとらえられる表現を検討します。

○巽委員：49 ページの基本方針（10）のなかで、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの説明では、「男女ともに、自分自身及び互いの身体の特性・健康課題に関する正しい理解」と書かれていますが、その下のグラフでは「月経に関わる不調の生活への支障の程度のイメージ」でどちらかと言えば女性の身体やこころのケアの意味が強いように思いますが、そういう理解でよろしいですか。最近、男性学の研究者では男性の健康を研究課題にして発信しているので確認しました。

先ほどのプレコンセプションケアの説明は、23 ページに入っています。

○西田委員：42 ページの図ですが、印刷が原因なのか、わかりにくいです。これは濃くなるほど高くなるということですね。

○木下議長：この図に関しては、意見を踏まえてわかりやすくなるようお願いします。

37 ページのアンコンシャス・バイアスの言葉ですが、最初に出てきたときは「無意識の思い込み」と併記でよいのですが、次に出てくるときは「アンコンシャス・バイアス」を使うほうがよいのではと思います。定着してほしい言葉なので「無意識の思い込み」の表記を、「アンコンシャス・バイアス」に置き換えたほうがよいと思います。カッコ書きの併記は最初だけでよいと思います。

○事務局：皆様のご意見にもとづいて修正します。

○西田委員：25 ページはアンコンシャス・バイアスを前に持ってきています。

○木下議長：どちらかと言えば、この書き方のほうが定着してきていると感じます。ここで、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）となっていますので、このあとの本文では「アンコンシャス・バイアス」で統一していただいてよいと思います。言葉は大事です。内容を的確に表現していく言葉を使うことがジェンダー平等につながると思います。気になる表現があれば、どんなことでも結構です。

今後、第4次計画の数値目標についてもご意見いただくことになると思います。他にないようですので、事務局からは何かありますか。

○事務局：本日の意見を集約して、可能な限り対応していきます。

3. その他

○事務局：次回、第3回の審議会を12月に開催しようと考えております。後日、日程調整をさせていただきたいと考えています。

○木下議長 次回開催は改めて日程調整でよろしいか。それでは、本日はありがとうございました。第2回守口市男女共同参画審議会を閉会します。

閉会

上記のとおり会議録を要点筆記形式で記録し、後日のために確認し、署名・押印します。

会 長 _____

副会長 _____